		担当課	消防防災安全課	検索番号	3 - 3
法令名	危険物の規制に関する政令	根拠条項	3 5 - 1		
許認可等	危険物取扱者免状の再交付				

(根拠規定)

危険物取扱者の免状の交付を受けている者は、免状を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、その再交付を知事に申請することができる。

(許認可等の基準)

危険物取扱者免状の再交付に関する審査基準は、次のとおりとする。

危険物取扱者免状の再交付審査基準

(平成12年12月8日付県民環境部内規)

- (1) 免状の再交付にあたっては、再交付申請の理由が免状の亡失、滅失である場合、その事実の認定は申請書の記載内容の形式審査のみを行う。
- (2) 免状の再交付と書換を併せて行う場合には、再交付申請書と書換申請書の双方を提出させ、申請を受けた知事は、双方の手続をそれぞれ行い、交付する免状は、記載事項の書換後のものとする。

(その他)

再交付申請書には、写真を添付し、汚損又は破損した場合には、さらに当該免状を添付する。